

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成 29 年 3 月 6 日

平成27年度総務省所管特例民法法人に対する立入検査の実施状況

「公益法人の指導監督体制の充実等について」(平成13年2月9日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)において、各府省は、所管特例民法法人に対する立入検査を少なくとも3年に1回実施し、毎年度の立入検査の実施状況を取りまとめ、その結果を公表することとされている。

今般、本申合せに基づき、平成27年度における総務省所管特例民法法人に対する立入検査の実施状況を取りまとめたので、公表する。

## 1. 総括表

所管法人数	立入検査実施法人数	改善すべき点のあった法人	
2 法人	1 法人	1 法人	

(注) 所管法人数は平成27年12月1日現在。

# 2. 改善すべき点のあった法人の内訳

改善すべき点のあった				
法人	法人運営面で問題のあ った法人	事業の内容・実施等の面 で問題のあった法人	財務・会計面で問題のあった法人	その他
1 法人	1法人	1法人	1法人	0 法人

(注)複数の改善すべき点があった法人があるため、改善すべき点のあった法人数と、内数の合計 数は一致しない。

3. 改善すべき点のあった法人に対する主な指導事項と改善措置(予定を含む)

平成 27 年 8 月 28 日に実施した立入検査の指摘事項について、以下のとおり平成 29 年 2 月 28 日までに改善状況の確認を終えた。

# 【法人運営面】

#### ○指摘事項1

平成 27 年 3 月に定款を変更しているが、変更した定款が登記されていなかった。(←速やかに登記を行うよう指導した。)

# (改善状況)

平成27年12月28日付けで、当該法人より登記事項変更完了届が提出されている。

## ○指摘事項2

第53回理事会および、第40回評議員会(平成27年3月28日)における議事録の署名人が不足している他、定款に定めのある事項が一部記載されていなかった。(←定款に沿った記載をするよう指導した。)

#### (改善状況)

立入検査時点で、法務局より議事録不備による登記申請の却下がされている状況にあった。平成 27 年 12 月 28 日付けで登記事項変更完了届が提出されたことから、改善されている。

#### ○指摘事項3

平成 26 年度決算報告書の事業費が総支出額の 2 分の 1 以上ではなかった。(←公益事業への支出の割合を高めるよう指導した。)

# (改善状況)

翌年度である平成27年度については、決算報告書にて事業費が総支出額の2分の1以上になっていることを確認した。

#### ○指摘事項4

平成 26 年度の決算報告書に実態が不明かつ少額の収入が計上されていた。(←帳簿管理の適正化を指導した。)

## (改善状況)

平成27年度決算報告書及び関係帳簿にて帳簿管理の適正化を確認した(総勘定元帳から受取利息及び租税公課と判明し、補正を指導した。後日、修正が完了したことを確認した。)。

# ○指摘事項5

現金出納帳は整備されているが、全体の会計帳簿が整備されておらず、預金通帳のみで資金が管理されていた。また、現金支払いの証拠書類は保存されているが、振り込みに関する証拠書類は保存されていなかった。(←帳簿を作成し、証拠書類についても振り込みに関する記載をし、保存・管理するよう指導した。)

#### (改善状況)

法人側の担当者変更の際に、業務の引継ぎ漏れがあり、25年度以降必要書類が作成できていなかった。監査人より帳簿を取り寄せ、前回立入検査時点の24年度までは会計に関する資料が作成されていたことを紙資料の存在をもって確認した。また、指導後は、会計に関する帳簿類が作成されていることも同様に確認した。

総務省大臣官房総務課 岡課長補佐、小栗官 電話 03-5253-5090 (直通) FAX 03-5253-5093

# 【参考】

「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」 について(平成8年9月20日閣議決定)別紙1「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(抄) 2.事業

- (1) <u>特例民法法人</u>の事業(付随的に行う収益を目的とする事業を除く。)は、次の事項のすべてに適合していなければならない。また、これらの事項に適合する事業の規模は、可能な限り2分の1以上であるようにする。
  - ① 当該法人の目的に照らし、適切な内容の事業であること。
  - ② 事業内容が定款上具体的に明確にされていること
  - ③ 営利目的として行うことが適当と認められる性格、内容の事業を主とするものでないこと。
- ※ 下線部は「特例民法法人の指導監督について (平成 20 年 11 月 11 日公益法人等の指導監督等 に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ)」により読替えたもの